

ヌルハチ助兵の謎 ―文禄・慶長の役との関係をめぐって―

荷見守義

はじめに

秀吉の朝鮮出兵である文禄・慶長の役（壬辰・丁酉倭乱）は、明朝（一三六八―一六四四）では万暦三大征の一つに数えられており、その膨大な人的・物的資源の費消により、明清交替の遠因となった。部隊を半島に送り込んだ日本は勿論のこと、領土を軍馬によって踏み荒らされ亡国の危機に直面した朝鮮、直接に北京を攻撃されることを恐れて天津の海防強化に奔走し、宗主国の面子にかけて援軍を半島に送り込んだ明朝、これら三国はこの戦役の主役であった。ただ、皇朝交替の主役ということになれば、ヌルハチによってその基礎が築かれた後金国（マンジュ国）の後裔たちであった。本論では秀吉の朝鮮出兵をヌルハチなどジュシエン族の視点を入れて素描する。なお、紙幅の都合で典拠の明示は必要最小限とし、最後に参考文献を提示するに止めたい。

明朝が女直と呼んだジュシエン族は以前に女真と呼ばれ、完顔阿骨打により打ちたてられた大金国（一一一五―一二三四）という王朝の時に勢いがよかったが、モンゴルに滅ぼされた。その後、万暦四四年（一六一六、後金の天命元年）にヌルハチは即位して国を大金国（後金国）と

号したが、これは対外的な呼称であり、ヌルハチ自身は文殊菩薩信仰により文殊菩薩を指すマンジュシュリから自らの国をマンジュ国と呼んでいた。現在の満洲（満州）族、満族という呼称はこれに由来する。明朝は建国当初の洪武年間に中国東北地方からモンゴル残存勢力を一掃した後、永楽・宣徳年間に宦官のイシハラに軍を率いさせて、黒龍江下流にヌルカン都司という軍事拠点築いた。イシハラらの試みは、この地方に広く居住する女直に、より直接の支配を及ぼそうとしたものであった。しかし、宣徳九年（一四三四）以降、ヌルカン都司は自然消滅したものと見られ、恒久的な拠点とはならず、明朝は女直の生活圏を直接支配することは出来なかった。そこで女直の地には羈縻衛所が置かれることになった。

衛所の制度は明朝の軍制である。各地に設立された衛や所は、人的には衛所官と衛所軍から構成されていた。衛所官は明軍の中核であり代々世襲され様々の優遇制度があるのに対し、衛所軍は本人が死亡したら軍戸から補充されるだけの存在であった。衛所官は代々指揮使、指揮同知、指揮僉事や千戸、百戸などの武官職を受け継ぎ、軍功により昇進できた。国都の京営及び辺境防衛の最前線である海防や塞防には、この衛所から

官軍が派遣された。なお、明軍には官・軍のほかに、後述する李成梁が率いた私兵のような募兵もあった。明朝では来朝した女直に衛所の武官職と任命の勅書及び印璽を与え、衛所の開設を認めた。その数は万暦年間には三八四衛になったとも言われるが、『大明万曆会典』巻一二五、これら武官職を受けた女直は明朝の内臣となつたのではなく、朝貢を求められる外臣として扱われた。女直の衛所が単に在地有力者の支配を承認しただけの羈縻衛所と言われるゆえんである。さて、女直の朝貢路は遼東鎮から山海関を越えて国都に到る陸路であつた。また、遼東鎮では開原・撫順・広寧などに馬市などの互市、つまり、マーケットが設けられ、武官職を持つ女直は毎年決められた時期に交易をすることができ、朝貢と並んで彼らの重要な利権となつた。

明朝はこれら女直を東北部に居住している者を建州女直、松花江流域に居住する者を海西女直、その北方を野人女直と分け、衛所の数はおおよそ建州が百衛、海西が二百衛と言われた。しかし、このような建州・海西・野人というグループピングは明朝の認識において行われたことで、ジュシエン族の実態とそぐわない上、明朝初期から時間が経つにつれ、実態との乖離が甚だしくなつて行つた。そこで、十六世紀に入ると、明朝は女直の中の新興勢力に従来よりも高位の武官職である都督などの職階を与え、対女直政策の立て直を試みるようになった。例えばヌルハチは建州女直ということになっているが、以前の建州に取つて代つた新興勢力のなかにあつた。文禄・慶長の役がまさしく進行していた十六世紀後半、女直のなかにあつては新興勢力間における覇権争いが終盤を迎えつつあつた。

文禄の役は壬辰の年（一五九二、日本・天正二十年・文禄元年、朝鮮・宣祖二十五年、明・万暦二十年）から翌癸巳の年（一五九三）の日明講和交渉開始時まで、慶長の役は丁酉の年（一五九七、日本・慶長二年、朝鮮・宣祖三十年、明・万暦二十五年）から翌戊戌の年（一五九八）の豊臣秀吉逝去による秀吉軍撤退まで行われた戦役であつた。ここでは当初、攻勢に出た秀吉軍により朝鮮の防備は総崩れとなり、国王宣祖李暉は明朝との国境である鴨緑江沿岸の義州まで落ち延び、国防を立て直さざるを得なかつた。その後、明朝の援軍を得るとともに、朝鮮の官民を挙げた抵抗が実を結んで戦局が転換し、秀吉軍は劣勢に立つようになった。戦役のこのような変化のなかで、この一連の戦役に熱い視線を送つていたヌルハチとこの戦役の関係を素描し、今後の研究の心算えとしたい。従来、秀吉の朝鮮出兵に関わる研究は日本側の要因、戦場となつた朝鮮の要因、援軍を送つた明軍の動向に関心が集まつており、朝鮮北方の動向についての充分な関心は払われて来なかつた。しかし、朝鮮出兵のその先にあつた結末が明清交替であるとするならば、女直の動向にこそ関心が払われなければならない。

ヌルハチはこの戦役中、二度に涉つて朝鮮に助兵の申し出をしている。しかし、朝鮮はこの申し出を断つている。簡単に言えばそれだけのことであるが、結論とその背後にある事情は単純ではない。そこで、女直と明朝・朝鮮の関係を多角的に見ていくことにする。

一 明朝の冊封朝貢体制

朝鮮の役について見ていくためには、まず、明朝の「外交」関係、特に朝鮮及び女直との関係について押さえておきたい。ただ、外交関係といっても、理念上、中華の支配者である皇帝にそもそも外交という概念は存在しない。皇帝の徳が及ぶ限りの範囲は文明圏たる中華であり、その外延は皇帝の教化が及ばない化外の地であるとするためである。それは明朝に對外關係がなかつたかと言えば、あつたのである。いくら理念で統治を推し進めようにも国力には限界があり、また、北方には侮りがたい実力を備えたモンゴルがあり、海洋には倭寇に代表される海上勢力があつたからである。従つて實質的に外交は行わざるを得ず、皇帝の下、儀礼を司る礼部により對外的な接触が行われた。明朝の對外關係は冊封朝貢さつぽうてうこんと言われるもので、皇帝は諸国の支配者を国王として任命するため、金印と国王任命書（冊書）である誥文を授けるとともに、中国の定めた年号を使用させることとし、国王はその返礼に表文と貢物を携えた使節を定期的に中国に送つた。

明朝には冊封朝貢と並ぶ政策として海禁政策があつた。この二つの政策は裏表一対になつているのであるが、その起源は相違する。元朝末期、華中で紅巾の乱が起きると、それに触発されて華中から華南にかけての地域には張士誠、郭子興、徐寿輝、陳友諒、方国珍ら多くの群雄が割拠するようになり、モンゴルによる中国統治は大きく揺らいだ。やがて郭子興の部下であつた朱元璋が中国を統一して明朝を創建することになる。ところで、群雄の一人であつた方国珍は元朝の都である大都と穀倉地帯

である江南を海上輸送で繋ぐ仕事を請け負つていた浙江の海賊であつた。方国珍は元朝の衰退を見て取ると、元朝と袂を分かつて独立勢力となつた。やがて彼は朱元璋の勢いの覆しがたいのを知つて明朝に帰服したが、その配下の中には引き続き海賊行為を働く者が多かつたようである。そこで、明朝は海禁政策を發動し、彼らの行動を封じ込めようとした。従つて、冊封朝貢と海禁はそもそも起源の異なる政策なのであるが、後には結びついて、明朝は冊封した国の進貢のみを認め、朝貢品である貢物に對してはそれに数倍する回賜を与える一方、民間交易を原則として禁絶した。これが朝貢貿易と称されるゆえんである。實際、朝貢国の中には国としての実態が不明で、中国と貿易をするために国の体裁を取つたと思われるところもあつたぐらいである。それでは、明朝の外交は經濟的な要素だけであつたのかというところではない。外交は政治である以上、冊封朝貢の政治的側面にこそ注目しなければならない。このことは朝鮮によく当てはまる。

二 朝鮮と冊封朝貢体制

朝鮮と中国の關係について見る場合、往々にして朝鮮は中国の属国であつたとする論調がある。清朝末期、恰も属国のように扱われた場合もあるが、朝鮮は朝貢国であるとしても属国ではない。ただ、朝鮮は隣接する各勢力との交渉の中で苦勞して来たことは事實であろう。ここでは、元朝末期以降の朝鮮の對外關係について押さえておきたい。

明朝が創建された洪武元年（一三六八、以下では年月日標記は明朝の

それに従うが、朝鮮に関する標記について、場合によっては朝鮮国王の在位年で示すこともある）、朝鮮半島には高麗という王朝があった。明朝の朱元璋は即位とともに積極的に朝貢を呼びかけていった。高麗は洪武二年（一三六九）には明朝の冊封を受け入れ、洪武の年号を使用するとともに、定期的に使節を送ることになった。しかし、その後、明朝と高麗の関係は険悪化していった。明軍により中国東北地方に残存したモンゴル勢力の駆逐作戦が本格化していったためである。そもそも、高麗はモンゴルと繋がりが深い王朝であり、朝鮮半島北部はモンゴルの支配下にあった。元朝が紅巾の乱以降、如実にその衰退ぶりを露呈させると、高麗は元朝との関係を断ち切り、半島北部を勢力下に収めていった。ただ、ここで問題が生じた。その当時、半島北部は女直の生活圏となっており、それは中国東北地方から半島まで及んで来たものであった。高麗の北方国境はどこに引かれるべきものか、それは必ずしも明確ではなく、この曖昧さは現在にまで持ち越されているほどである。高麗が半島北部を収めるということは国内に女直生活圏の一部が包括されることを意味していた。一方、明朝は中国東北地方からモンゴル勢力を一掃し、東北一円に散在する女直に影響を及ぼそうとした。このことは高麗の版図に包括された女直も例外ではなく、明朝との関係は急速に悪化していった。そしてついに辛禡王の十四年（一三八八）、高麗は明側の遼東拠点である遼陽城攻略に乗り出した。これ以前、高麗恭愍王の十九年（一三七〇）に遼陽城攻略が行われたが、この時はモンゴルの遼東支配に打撃を与えた。これに対し、辛禡王十四年の遼陽城攻略作戦は明朝に打撃を与えることを目的にしていた。

攻略軍を率いたのはのちの朝鮮太祖となった李成桂であった。李成桂は高麗末期の半島北部進出や倭寇討伐で頭角を現した女直系とも言われる武将である。攻略軍は鴨緑江の中洲である威化島に至ったところで、李成桂の指揮の下、反転して都開京を襲い、政権を握った。この事変を威化島回軍という。恭讓王の四年（一三九二）、李成桂は鄭道伝など新興儒臣層の支持を得て国王の座を禅譲され、新王朝を創設した。さらに同年中に李成桂は明朝に対して高麗に替わる新たな国号を求め、彼が提示した和寧と朝鮮の内、朱元璋は朝鮮が東夷の号として最も美しいとして「鮮やかな朝焼け」という国号が成立した。ただ、朱元璋は李成桂による王朝交替を容易には認めず、朝鮮国権知国事、つまり、朝鮮国王代理と呼ぶこともあった。高麗国王は明朝が冊立したものであったからであり、李成桂の行為は王位の篡奪、つまり明朝への反逆と見なされたからである。朱元璋の朝鮮に対する不信は抜きがたく、トラブルも引き続いたことから、洪武三十一年（一三九八）には朝鮮討伐の文言の入った警告の咨文が礼部を通して明朝から朝鮮国王に送られた。この後、朱元璋の死、靖難の役を挟んで永楽時代（一四〇三〜一四二四）になり、やつと関係が安定する。朝鮮を属国とする見方には、明朝初期の特に永楽時代を中心として、朝鮮からの牛馬や宮女の徴発があり、朝鮮では耕牛が不足して人間が牛馬の代わりになったり、娘を取られた親族が涙を流す悲惨な状況が生まれた。このことと朝鮮の役を取り上げて朝鮮は明朝の属国であるという見解が出て来ていると思われるが、私は属国論とは一線を画して本論を展開する。明朝と朝鮮の関係は冊封朝貢体制が基本になっており、それ以上でもそれ以下でもない。その上、朝鮮には独自の

外交スタンスが存在するからである。このことは後述することとして、本論との関係から明朝との恒常的な外交についてみておきたい。

明朝の冊封朝貢体制は関係する国との使節外交で具体化されていた。朝貢国には貢路と貢期が指示された。朝鮮の貢路は鴨緑江を越えて遼東鎮に向かい、さらに山海関を越えて北京（明朝初期は南京）までを往復する陸路が基本であった。また貢期は、三年に一度、または二年に一度という指示がなされたこともあったが、実際は年に三度、正旦の儀式に出る正朝使、皇帝の誕生日を祝う儀式に出る聖節使、及び、時期によって冬至の節句か皇太子の誕生日を祝う皇太子千秋節かの儀式に出る朝貢使を派遣した。明朝側からは国王の交替期に冊封使が派遣された。これが恒常的な使節外交であったが、その他、様々の名目で頻繁に使者が行き交うことになり、その頻度は朝貢貿易で盛んに明朝と行き来した琉球の頻度を遙かに凌ぐものであった。この頻繁な使節往来を貿易のためとすれば相当な利益を上げたように思えるが、しかし、使節を派遣するためには相応の貢物を用意しなければならず、また、明使（明朝の使節）の接待は大きな負担であったことは間違いない。そうまでする朝鮮の狙いは政治的なものであった。一は国王としての正統性は明朝が保証してくれるものであったこと、一は北方のモンゴル・女直、南方（東方）の日本からの脅威に対しての、明朝は安全保障の謂わば盾であったこと、一は明朝は科挙を支える儒教など、朝鮮王朝を支える体制教学の文化的先進地であったこと、などの理由を挙げる事が出来よう。朝鮮には明朝との上下関係を受け入れるべき理由があったのである。

三 明朝の女直支配と朝鮮の独自外交

右記から、明朝の女直に及ぼす影響力は間接的であったことが分かるが、これに朝鮮外交が複雑に関係して来る。朝鮮は中国に従う国交を専大政策と称していたが、これと並んで国交の柱となったのが交隣政策である。冊封朝貢体制下において、朝貢国が他の朝貢国や諸勢力と関係を持つことは私交として明朝は忌み嫌った。私交は、露見した場合、重大な外交問題に発展するタブーであったのである。明朝は周辺の勢力を分断する状態を作り出すことこそ好ましいあり方であったのではないかと思われる。しかし、朝鮮は高麗末期以来、朝鮮の「北虜南倭」に悩まされてきた。一は倭人と呼ぶ倭寇の脅威であり、一は野人と呼ぶジュシエン族の動向であった。加えて、モンゴルの脅威が全くなかったわけではなかった。これらの外圧から国家を防衛するためには明朝を後ろ盾とすることは有効であったわけであるが、これだけで充分というわけではなかった。そこで倭人・野人に対して朝鮮はある時は武力討伐をし、ある時は朝貢・交易を通して交流を促進するなど、硬軟取り混ぜた対応を取るようになった。

特に王朝第七代国王世祖（在位一四五〜一六八）は字小主義と呼ばれる政策を試みた。これは国王を頂点として倭人・野人を従えていく、謂わば「小中華主義」であった。野人つまりジュシエン族は朝鮮領内の辺境地帯に暮らすジュシエン族と領外のジュシエン族があった。領内のジュシエン族は藩胡と呼ばれ、辺境の会寧や鐘城などの防衛拠点に従属していたが、場合によっては領外のジュシエン族と連携して暴動を起こす

場合もあり、朝鮮にとっては悩みの種であった。そこで世祖は積極的に倭人・野人を取り込んでいく試みをした。その一つはジュシエン族有力者の子弟を国王の護衛である侍衛に取り立て、また有力者を部族の長に任じて、それぞれに朝鮮の武官職を授けた。ジュシエン族の中には明朝と朝鮮の双方から武官職を受ける者があった。この政策は倭人にも取られ、対馬などから来る倭人に護軍などの武職を与えた告身(辞令)を与えた。しかし、このような動きはすぐに明朝の察知するところとなり、厳しい批判を被った世祖は程なく政策を放棄せざるを得なくなった。ただ、朝鮮は日本、琉球、ジュシエン族などとの交流を断絶することなく、自らを頂点とする秩序作りを止めることもなかった。明朝には私交と映る朝鮮の交隣政策は、明朝との関係に微妙な影響を与え続けたのである。

四 文禄の役・ヌルハチの助兵とその背景

宣祖二五年(一五九二)九月、義州に行在する宣祖のもとにヌルハチ助兵の報が届いた。『朝鮮王朝実録』によれば、九月十五日(辛未)、宣祖は前日(庚午)到北京から帰着した聖節使柳夢鼎が持ち帰った書状の内容について側近に下問した。問題になったのは咨文であった。咨文に「建州衛老乙可赤、来援の言」があり、右議政の尹斗寿はこれを認めれば国が滅亡するだろうと宣祖に言上した。老乙可赤とはヌルハチのことである。咨文とは官庁間で取り交わされる公文書のことである。皇帝が発する文書は詔勅であり、国王が皇帝に差し上げる文書は表文であるが、明朝の各官庁と朝鮮国王の間で取り交わされる文書も咨文の範疇に入る。

この度の聖節使は五月中旬に遣わされ、『明実録』によれば、八月十五日(壬寅)に朝鮮陪臣柳夢鼎等に宴を賜っている。その一ヶ月後、柳夢鼎は北京から帰還した。宣祖は尹斗寿の言上を受け、どうすればよいのか問いかけた。尹斗寿はこれに対し、遊撃沈惟敬が日本と講和して撤兵し、明軍の代わりにヌルハチに日本を除かせようとしていると指摘した。続いての議論で、明朝から勅書が発せられて、また、ヌルハチが勅書を盾に出兵(三万の軍勢を率いて鴨緑江或いは豆満江が氷結した頃にやってくるであろうと議論された)したら断りにくくなるということになり、遼東に移咨するか朝官・解事訳官を派遣して、あくまでも明軍の援軍を仰ぐことになった。続いて『朝鮮王朝実録』の十八日(甲戌)の条には、明朝は兵部が遼東都司を介して咨文を送ってきた、女真建州貢夷馬三非等が、建州ヌルハチの土地は朝鮮と地続きで、倭奴(秀吉軍)の脅威が迫っているとし、馬兵三、四万、歩兵四、五万を率いて江が氷結したら倭奴を征伐して明朝に報いたいとしていることに対して、朝鮮はこれまで明朝とともに建州を討伐してきており衷情は測りたいとし、改めて明朝の援軍を求める文章が掲載されている。これは十五日の議論を受けて遼東都司に送られた朝鮮の咨文であろうが、十六日(壬申)に朝鮮は戦況を報じる咨文を遼東に送っているのでこの時にヌルハチ助兵拒否の咨文も届けられたであろうと思われる。明朝と朝鮮は冊封朝貢を通じて上下関係にある。従って、皇帝の命令である詔勅が下るとなれば、それを断ることは朝鮮にとって至難の業となる。しかし、明朝は詔勅の下にいかなることでも出来るというわけではない。合意のない政策に所詮、成果は期待出来ない。政策合意が詔勅という形で発せられるとするなら

ば、咨文は政策の摺り合わせの段階である。

さて、助兵の申し出があった背景を見てみたい。文禄の役は万曆二〇年（一五九二）四月中旬、秀吉軍の釜山上陸から戦端が切つて落とされ、五月初、早々に宣祖は京師漢城から北に避難し、最終的に義州に向かった。秀吉軍先鋒北上の動きは急で、小西行長らが京師に入った後、一部は北上を続けた。しかし、朝鮮官民の抵抗活動が活発となり、徐々に進退に窮するようになった。六月中旬、明朝の副総兵官祖承訓が援軍を率いて鴨緑江を渡り、七月十七日（甲戌）、平壤で秀吉軍と戦つて敗退した。これが契機となつて明朝の本格援軍に繋がるのであるが、八月五日（壬辰）、明朝の朝廷では祖承訓の敗報を兵科給事中許弘綱が弾劾している。また、同日、明朝は行人司の行人である薛藩を朝鮮に遣わした。その五日後の八月十日（丁酉）、建州衛都督奴兒哈赤（ヌルハチ）等は四つの上奏をしていると『明実録』にあるが、この時にヌルハチが助兵を申し出たか不明である。もしこの時に申し出があったとすれば、ヌルハチは平壤における援軍敗戦を知つて助兵を申し出たとは時間的に考えにくい。

それではヌルハチが明朝に申し出た規模での朝鮮出兵が可能であつただろうか。そこでヌルハチの置かれた状況をその生い立ちや明朝との関係も含めて見てみよう。ヌルハチは嘉靖三八年（一五五九）にマンジュ・スクスフ部のタクシの子として生まれた。この頃、明朝が建州女直と呼んだマンジュ部はジェチェン、イエング、スクスフ、ワンギヤ、ドンゴの五部分かれ、海西女直と呼んだフルン部はハダ、イエヘ、ホイフア、ウラの四部分かれ、その他、ワルカ部、白山部、シベ部を始めと

する部が存在した。その中でもフルン・ハダ部のワンルハンが大きな統制力を発揮していた。これに対し、フルン・イエヘ部がモンゴル族とも連携して徐々に勢力を伸ばして来たので、明朝の遼東総兵官である李成梁はイエヘ部を繰り返し討伐し、万曆十一年（一五八三）の戦いではヌルハチの祖父・父親が巻き込まれて殺害された。後ろ盾を失つたヌルハチは多勢に無勢の中でマンジュの内部抗争を戦い抜くことになった。

ヌルハチはフルンのハダ・イエヘ部と政略結婚をしつつ、万曆十七年（一五八九）にマンジュ部の統一に成功した。その二年後、白山部を制圧したヌルハチの勢力は鴨緑江沿いの地に伸張した。ところが勢力拡大に危機感を抱いたイエヘ部はヌルハチを包囲網を強め一発触発の状態に陥つた。ヌルハチの最初の助兵申し出はこのような状況下で行われたのである。常識的に考えればヌルハチが出兵することは極めて難しかったと言わざるを得ない。たとえ出せたにしても数百から千の規模でしかなかったのではなからうか。それでも助兵を申し出たヌルハチの意図は判然としないが、明朝との連携を強化することでほかの女直、特にイエヘ部に対する牽制とは成り得る。逆に明朝側とすれば、平壤の敗戦以降、明軍にこれ以上の犠牲を出さずに秀吉軍を牽制する方法としてはヌルハチの申し出は極めてタイミングが良いものであつたであろう。明朝伝統の「夷を以て夷を制」する戦略である。また、薄手となる遼東防衛の軽減という点でも申し分なかつたであろう。

五 慶長の役・ヌルハチの助兵とその背景

宣祖三十一年（万曆二六、一五九八）二月二十八日（癸未）、建州獐子が二万の兵を動員して倭賊（秀吉軍）を討伐することを要請して来たのに対して、朝鮮派遣明軍を指揮するため朝鮮に派遣されていた邢軍門（経略倭兵部尚書邢玠）はこれを許可しようとしたが、梁布政（監軍梁祖齡）はもしそれを許せば、天朝（明朝）の兵馬の多少、朝鮮の兵力の強弱、山川の險易が詳細に分かってしまつて大変問題であるので決して許すべきではないと言つたので、邢軍門も取りやめにした。追つて、三月九日（甲午）、朝鮮の接伴使李元翼は「建州獐子が倭子（秀吉軍）を殺すと言つて来たのは本当か」と邢軍門と尋ねたところ、「確かにそうだが、爾の国が応諾するかどうか分らない」と言つたので、建州もまた一倭子であり、獐子を調発して倭子を殺しても、また一倭を添えるだけであり、小邦（朝鮮）はこれを聞いて驚きに絶えない、どうして許すことなどあるうかと答え、邢軍門も「本国（朝鮮）の意向がそうであれば、決して許さない」と応じた。十七日（壬寅）、宣祖は帰朝する邢軍門に饒別している。

この万曆二六年現在でのヌルハチが置かれた状況を見てみたい。万曆二十一年（一五九三）末のグレの戦いで、ヌルハチはイェヘ部を中核とする反ヌルハチの大連合軍を打ち破り、ジュシエン族における優位を確立した。さらに、万曆二十五年（一五九七）にはフルン四部の申し出によつて和議を結び、同二十六年（一五九八）にはハダ部を事実上、滅亡させた。このような状況の変化により、ヌルハチの政權基盤は文祿の役当時とは

比べものにならないくらい強化されていた。従つて、ヌルハチの朝鮮出兵は可能であつたと思われる。ヌルハチの申し出に対して、明軍将領の中にこれを支持する動きのあつたことは留意しなければならない。

ヌルハチの二度に渉る助兵の申し出は、朝鮮にとつて迷惑千万なことであつたが、明朝の国軍関係者には歓迎すべき向きもあり、調整が試みられた。また、ヌルハチにとつても、明朝・朝鮮との関係を強化する絶好の機会という読みもあつたのかもしれないが、それを証明すべき史料は残されてはいない。やはり、ヌルハチの心中は謎とするしかない。

おわりに―ヌルハチと李成梁とその後―

文祿・慶長の役において、秀吉軍と明朝・朝鮮連合軍が鋭鋒を交わしている正にこの時期、マンジュのヌルハチはジュシエン族内部における覇権争いを勝ち抜き、のちのマンジュ国の基礎を固めていった。このヌルハチと深い関係を持っていたと言われる明軍の武将こそ、遼東総兵官にして寧遠伯の李成梁その人であつた。ヌルハチのパトロンとも言われている李成梁は遼東の鐵嶺衛所官家の出身で、その先はジュシエンとも言われるが、李成梁の世代には漢人と見て差し支えなからう。この李成梁は隆慶四年（一五七〇）から万曆十九年（一五九一）、同二十九年（一六〇一）から同三十六年（一六〇八）という異例の長きにわたり遼東の総兵官としてあり、私兵を大規模に編成し、また、子弟・縁者を多く將領に登用して、一大軍閥を築き上げた武官として知られる。李成梁の力の根源は遼東に投下された公金を横領して、遼東の巡撫クラスの有力者と

皇帝側近の閣臣を買収し、万暦帝の盤石の信頼を得たことであった。それがゆえに総兵官からの二度の失脚にも関わらず、京師で悠然たる晩年を過ごしつつ、明末の一時期、李一門の隆盛を現実にした。この李成梁には一門の繁栄以上の野望があったようである。和田正広の研究によれば、李成梁にはヌルハチと結んで宣祖李暉後の朝鮮を乗っ取る企図があったと言われる。そもそも李成梁一門とヌルハチ一族は密接な関係を築き上げていたことが指摘されてきている。万暦三二、三年（一六〇四、五）頃、李成梁の息子李如柏がヌルハチの弟シユルハチの娘を側室にしたとの三田村泰助の指摘もある。

文祿・慶長の役が起こった時期、李成梁は遼東総兵官の地位から失脚していた。しかし、彼の五人の息子、李如松、李如柏、李如楨、李如樟、李如梅や縁者の中から、遼東総兵官など重要な役職を務める者が続出した。また、長男李如松らは明の朝鮮援軍を率いて重要な役割を果たした。李一門にとつての痛手は万暦二六年（一五九八）に、李如松が女直討伐の最中に陣没したことである。のちに遼東総兵官に復帰した李成梁にたとえ如何ほどの野望があったとしても、長男の死は事実上、野望を野望のままとせざるを得なかったとの和田正広の指摘は当を得ていると思われる。ただ、李成梁不在の間にヌルハチはその政権基盤を強固にしておいたゆえに、遼東総兵官復帰後の李成梁にとつてヌルハチはもはやコントロールの効くような相手であったのだろうか疑問が残る。

その後、李成梁とその係累は北京に移り住んだ。しかし、遼東鎮に残された李一族のかなりの部分はジュシエン族による遼東攻めの中で死亡するか投降し、マンジュ国の正規軍である八旗の旗人として新しい時代

を生きていくことになったのは歴史の皮肉かもしれない。

参考文献（必要最小限の論著を示すに止める）

- 安部健夫『清代史研究』創文社、一九七一年。
石橋崇雄「マンジュ (manju) 満洲」王朝論『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年。
稲葉岩吉『光海君時代の満鮮関係』国書刊行会、一九七六年。
長 節子「朝鮮前期朝日関係の虚実と実像」『年報朝鮮学』八、二〇〇二年。
川越泰博『明代中国の軍制と政治』国書刊行会、二〇〇一年。
北島万次「壬辰倭乱期の朝鮮と明」『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』東京大学出版会、一九九二年。
金 文子「豊臣政権期の日明和議交渉と朝鮮」『お茶の水史学』三七、一九九三年。
久芳 崇「朝鮮の役における日本兵捕虜」『東方学』一〇五、二〇〇三年。
杉山清彦「八旗旗王制の成立」『東洋学報』八三一、二〇〇一年とその参考文献。
同 「漢軍旗人 李成梁一族」『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四年とその参考文献。
拙稿 「明朝の冊封体制とその様態」『史学雑誌』一〇四—八、一九九五年。
拙稿 「李朝の交隣政策とその展開」『(中央大学) 人文研紀要』三四、一九九九年。
拙稿 「明代遼東統治体制試論」『(中央大学) 人文研紀要』三七、二〇〇〇年。
拙稿 「咨文と勅書」『社会文化史学』四二、二〇〇〇年。

拙稿 「辺防と貿易」『中央大学東洋史学専攻創設五十周年記念 アジ

ア史論叢』刀水書房、二〇〇二年。

拙稿 「世祖靖難と女直調査」『明代史研究会創立三十五年記念論集』

汲古書院、二〇〇三年。

拙稿 「女直授官と朝鮮王朝」『(中央大学) 人文研紀要』四八、二〇〇

三年。

拙稿 「女直授官の構造とその変容」『川越研究室三十周年記念明清史

論集』国書刊行会、二〇〇四年。

松浦 茂『清の太祖 ヌルハチ』白帝社、一九九五年とその参考文献。

三木 聰「万曆封倭考(その一)」『(北海道大学) 文学研究科紀要』一〇

九、二〇〇三年。

同 「万曆封倭考(その二)」『(北海道大学) 文学研究科紀要』一一

三、二〇〇四年。

三田村泰助『清朝前史の研究』東洋史研究会、一九六五年。

和田 清『東亜史論叢』生活社、一九三二年。

和田正広『中国官僚制の腐敗構造に関する事例研究』九州国際大学社会文

化研究所、一九九五年。

【付記】本論は平成十六・十八年度文部科学省科学補助金 若手研究B

「檔案・文集史料からみた中朝関係の様態」十四・十五世紀の明朝

・朝鮮・女直」(代表)、三菱財団平成十七年度人文科学研究助成

金「中国明朝檔案史料からみた接壤地帯の相貌」(代表)の成果の

一部である。

(はすみ・もりよし 弘前大学人文学部助教授)